

専門家が語るセールスレターと中身が全然違う
詐欺的な情報商材を買ってしまった場合の返金請求方法

専門家が語る
セールスレターと中身が全然違う
詐欺的な情報商材を買ってしまった
場合の返金請求方法

行政書士横山事務所

「起業法務コンサルタント通信」 登録のご案内

メールマガジン「起業法務コンサル通信」に登録すると

以下の特典が得られます。

特典1、あなたのメルマガ読者が100%増加する●●を差し上げます。
詳細は登録後、紹介いたします。 必ず驚かれるでしょう。

特典2、インターネットビジネスに関する、法律情報をお届けします。
インターネットビジネスをする際に知っておくべき法律は様々です。
知らなかった・・・じゃ済まされない事もたくさんあります。
予想外のトラブルに巻き込まれない為に役立つ情報をお届けします。

特典3、起業、経営、副業に役立つ情報をお届けします。
私が実際に読んでよかった電子書籍や役立つツールを無料でお届けします。
職業柄、詐欺的なものは紹介できませんので、ご安心下さい。

特典4、集客、利益アップに関する情報をお届けします。

さらに秘密の特典を随時、差し上げます。
メルマガにて不定期に紹介しますので予めご了承下さい。

利用料、登録料は全て無料です。今すぐご登録を！

<http://gyouseisyosi.biz/>

突然ですが、

「セールスレターと商材の中身が全く違うじゃないか！！」

「こんな大事な事を隠しているなんて、信じられない！！」

「絶対に 100%儲かる！」とセールスレターで説明されている情報商材を高いお金を払って買ってはみたものの中身をみたら全く儲からない内容だった・・・

はっきり言って、シャレにならないです。

こんな情報商材があるから、

情報商材＝詐欺、悪徳商法と言われてしまうのです。

泣き寝入りなんかせずにさっさと返金してもらいましょう。

そして、詐欺的で悪質な情報商材を撲滅しましょう。

そんなこと本当にできるかって？

じゃあ、その根拠を紹介します。

難しいのでなんとなくわかれば OK です。

■特定商取引法 第12条

表示事項などについての「著しく事実に相違する表示」や「実際のものより著しく優良であり、もしくは有利であると人を誤認させるような表示」は禁止されています。上記行政規制に違反した事業者は、業務改善指示（法第14条）、業務停止命令（法第15条）などの行政処分のほか、罰則の対象となります。例）10人中 7, 8人が
セールスレターの内容と商材の中身が全然違うと感じられる場合

■消費者契約法 第4条

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して ある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を 告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

■ 消費者契約法に基づく契約取消理由になる重要事項

1、不実告知 消費者契約法 第4条一項 1号

その内容を正確に知らせてもらっていれば、消費者が契約の申込やをしなかったであろうと予想される使い道等の内容。

例) 本当はアフィリエイトノウハウではないのにアフィリエイトと思われる説明をし、アフィリエイト目的のお客様と契約した場合。

2、断定的判断の提供 消費者契約法 第4条一項 2号

将来得られる利益がどうなるか本来わからないはずなのに断定して言う事。例) これを実行すれば絶対100%儲かると記載があったが実際に、いくら実行しても儲からなかった場合。

3、不利益事実の故意の不告知 消費者契約法 第4条二項

重要事項又はその関連する事項について、消費者の利益になることだけを告げて、不利益になる事実をわざと黙っている場合。

そして、その事実が存在しないとの誤認させて契約した場合。

例) この方法を実行すれば100万円儲かるとセールスレターに説明があるが実際に実行すると違法性が高い方法の為、実行することが

不可能な場合。

こんな場合は契約を取り消せます。

セールスレターといっても要は広告です。

全くウソの広告はいけません。

大手企業の広告だって誇大広告と見受けられるものはあります。価値観の問題でもありますので受け取る人にとっては解釈が違ってきます。

しかし、広告内容と商材の中身が全然違う場合は別問題です。

例えば10人中9人が広告内容と商材の中身が全然違うと感じられる場合は刑法上の詐欺罪として刑事責任に問われても、何らおかしくありません。

ポイントはセールスレターと商材の中身が全然違っていること。

重要なのでもう一度、

ポイントはセールスレターと商材の中身が全然違うこと。

こんな場合のみメールで返金請求してください。

請求方法としてはセールスレターと商材内容が全く違う点、理由を記載し P4 の根拠条文をそのまま添付、さらに警察へ現在相談中であることも伝えてください。

P4 の根拠条文 word 文章はこちら↓

<http://gyouseisyosi.biz/yokog.doc>

さらに監督官庁へも通告すると一言、付け加えるとさらに良いです。

要するに罰則規定を縦にして、返金を求めてください。

特定商取引法による取消しは、原則として追認できるときから6ヶ月間とされています。

「追認できる」とは、業者の勧誘時の説明が事実と違っていたこと、をはっきりと知ったとき、あるいは、業者が重要事項を隠していたこと、をはっきりと知ったときから、6ヶ月間となります。

契約したときから6ヶ月間ではありません。

契約締結から5年が過ぎてしまうと、

取り消すことはできなくなりますので注意してください。

最後まで読んで頂きありがとうございました。感謝です！

行政書士横山事務所

<http://www.gyouseisyosi.biz/>

〒451-0025 愛知県名古屋市西区上名古屋4-4-23

愛知県行政書士会所属 行政書士登録番号：第05191437号

□ 情報起業 転売・盗作対処法 <http://jeeee.net/url/408.html>

□ ホームページ盗作対処法 <http://jeeee.net/url/411.html>